

茨城県私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科

「奨学のための給付金」【家計急変世帯への支援】のご案内

1. 制度の概要【家計急変世帯への支援】

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

※新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

令和5年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※7月1日現在の状況によることとしているものについては、7月以降に家計が急変した世帯に対しては、家計急変が生じた月の翌月（家計急変が生じた日が月の初日である場合は、その月の1日現在の状況によることとします）。

○ **家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯**（生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象としない）

<非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例>この表に該当しない場合はお問い合わせください。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	1,714,286 円未満	2,214,286 円未満	2,714,286 円未満	3,214,286 円未満	3,714,286 円未満

※提出書類を基に家計急変発生後1年間の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の方は算定方法が異なります。

※年収見込計算方法（会社員の方）…直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定致します。）

※災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※収入見込み額には退職金、失業手当は含めないものとする。

○ 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
県内の高校に在学する生徒で、保護者が県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。

○ 平成26年4月1日以降の入学者であること。

3. 給付額（1人あたり）※詳細は、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シートを確認。

○7月まで（～7月1日）までに家計が急変した場合は、以下の給付額（年額）。

137,600円～152,000円

※新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。

○7月以降に家計が急変した場合は、年額を12で除して得た額に、家計急変が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和5年3月までの月数を乗じて得た額を給付する。

4. 支給の時期（予定）

申請後2か月以降

5. 申請方法

申請書類は、事務室または学校HPにて配布しています。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、必要書類を添付し、**7/20（木）までに**学校へ提出してください。

提出期限後に家計が急変した場合など、**期限後の申請は**随時受け付けます。ただし、**令和6年2月が最終受付**となります。

★お問い合わせ先：霞ヶ浦高等学校 事務室【電話】029-887-0013／4755

【家計急変】「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(県内私立高等学校等用)

高校生等は平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？

はい

いいえ

給付金に該当しません。

家計急変による経済的理由から、「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」に相当しますか？
(4月2日～7月1日までに家計急変が生じた場合は7月1日、7月2日以降に家計急変が生じた場合は、家計急変が生じた日が属する月の翌月1日(家計急変が生じた日が月の初日であるときは、その日)に学校に在籍している生徒の世帯が対象です。)

はい

いいえ

家計急変世帯に該当しません。

生活保護(生業扶助)を受給していますか？
※専攻科の高校生がいて、令和5年度の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税に相当する場合は、「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

はい

いいえ

高校生等(本人)以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている者がありますか？

はい

いいえ

ケース2

【「非課税世帯」で、7月まで(～7月1日)に家計急変が生じた世帯】
①通信制の高校生等及び専攻科の高校生は52,100円(早期給付受給世帯は39,075円)
②通信制の高校生等及び専攻科の高校生以外に高校生等がいる場合は、152,000円(早期給付受給世帯は114,000円)が支給されます。
【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じた世帯】
①52,100円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数÷12ヶ月
②152,000円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数÷12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース3

【「非課税世帯」で、7月まで(～7月1日)に家計急変が生じた世帯】
152,000円(早期給付受給世帯は114,000円)が支給されます。
【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じた世帯】
152,000円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数÷12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類3へ

複数の高校生等がありますか？

はい

いいえ

ケース4

【「非課税世帯」で、7月まで(～7月1日)に家計急変が生じた世帯】
①1人目の高校生等は137,600円(早期給付受給世帯は103,200円)
②2人目以降の高校生等については152,000円(早期給付受給世帯は114,000円)が支給されます。
【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じた世帯】
①137,600円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数÷12ヶ月
②152,000円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数÷12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

ケース5

【「非課税世帯」で、7月まで(～7月1日)に家計急変が生じた世帯】
137,600円(早期給付受給世帯は103,200円)が支給されます。
【「非課税世帯」で7月2日以降に家計急変が生じた世帯】
①137,600円×家計急変が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和6年3月までの月数÷12ヶ月により得た額が支給されます。

提出書類2へ

家計急変世帯向け奨学給付金の対象ではありません。(通常募集に該当する場合があります)

提出書類2

①奨学給付金受給申請書
※家計急変該当者であることの証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
②委任状
③健康保険証の写し(国民健康保険証を添付する場合は、別途「扶養申立書」を提出)
※③は対象となる高校生等の健康保険証の写しを提出すること。
※被保険者等記号・番号等をマスキング(塗りつぶす)こと。

提出書類3

①奨学給付金受給申請書
※家計急変該当者であることの証明書類(別紙)に記載の「添付する書類」も併せて提出すること。
②委任状
③健康保険証の写し(国民健康保険証を添付する場合は、別途「扶養申立書」を提出)
※③は15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養している者(対象となる高校生等を含む)の健康保険証の写しを提出すること。(例:生徒本人及び兄弟等)
※被保険者等記号・番号等をマスキング(塗りつぶす)こと。